

令和3年5月

国見町農業委員会定例総会会議録

令和3年5月18日 開会

令和3年5月18日 閉会

国見町農業委員会

令和3年5月
国見町農業委員会定例総会会議録

1. 出席委員

1番	渋谷福重君	2番	赤坂正弘君
3番	佐藤武君	5番	佐久間久子君
6番	斎藤紀次君	7番	八島富一君
8番	佐藤浩信君	10番	井砂秀明君

1. 欠席委員

なし

1. 出席農地利用最適化推進委員

石母田地区担当	齋藤光弘君
徳江・塚野目地区担当	八巻信詞君
貝田・光明寺地区担当	吉田和男君
高城地区担当	高橋一博君

1. 出席事務局員

農業委員会事務局長	実沢隆之君
農業委員会事務局係長	野村康宏君
農業委員会事務局係員	横山彰君

1. 議事日程

議事日程

令和3年5月18日（火曜日）

午後1時30分開会

- 1 会長挨拶
- 2 議事録署名人指名

- 3 欠席者
- 4 会務報告
- 5 提出議案等

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

- 6 その他

(1) 次回以降の総会日程について

午後1時30分開会

1 会長挨拶

○事務局 会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（渋谷福重君） 【会長から開会に先立ちあいさつ】

○事務局 ありがとうございました。

それでは、今後の議事進行につきまして、会長にお願いしたいと思いますので、会長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2 議事録署名人指名

○会長（渋谷福重君） 議事録署名人をこちらで指名してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 異議なしの声で、6番、斎藤紀次委員、10番、井砂秀明委員にお願いいたします。

3 欠席者

○会長（渋谷福重君） 委員の欠席はおりません。

4 会務報告

○会長（渋谷福重君） 続きますして、会務報告に移ります。

事務局、お願いします。

○事務局 【会務報告について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

5 議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○会長（渋谷福重君） 次、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知（2件）について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑がないようでございますので、報告第1号は報告のとおりといたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（4件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

では、受付番号24番について、現地調査の結果を高城地区担当の高橋一博推進委員より説明をお願いいたします。

○高城地区担当推進委員（高橋一博君） 先ほど事務局から説明があったとおり、13日に現地

確認した結果、何ら問題ないことを確認いたしましたので、ご審議よろしくお願ひします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号25番の案件について、現地調査の結果を徳江・塚野目地区担当、八巻信詞推進委員より説明をお願いいたします。

○徳江・塚野目地区担当推進委員（八巻信詞君） 13日に事務局と現地の確認をしましてまいりましたが、何ら問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号26番、27番の案件について、現地調査の結果を貝田・光明寺地区担当、吉田和男推進委員より説明をお願いいたします。

○貝田・光明寺地区担当推進委員（吉田和男君） 13日に事務局と現地を確認しましたところ、何ら問題ないと確認しましたので、よろしくご審議のほどお願ひします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第1号について原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号については原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請（1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。

では、受付番号2番の案件について、調査の結果を石母田地区担当、齋藤光弘推進委員より

説明をお願いいたします。

○石母田地区担当推進委員（齋藤光弘君） 4月13日に事務局と現地を確認してまいりました。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

6番、齋藤委員。

○6番（齋藤紀次君） 賃借料が40万円という随分高い金額だなという感じがするのですが、貸付人と借受人の代表者は身内ですよね。

○事務局 身内です。

○6番（齋藤紀次君） 今回、この金額にしたという何らかの事情なり理由というのはあるのでしょうか。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 土地の借賃のほうで40万円で申請上がってございます。特段何らかの理由等というのは特段伺ってございません。

○6番（齋藤紀次君） 所有者は会社役員にはなっていないようですが、会社役員の身内にこれだけの金額を支払うというのは非常に違和感を感じるのですが、どうなのでしょう。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 あくまでも申請者間で申請として上げてきている案件でございまして、賃借料が幾らにしてくださいということまでは、事務局のほうでは言うことは差し控えさせていただいておりますので、これはあくまでも申請者間で取り交わした内容でございしますので、そこはご考慮いただければと思います。

○6番（齋藤紀次君） その確認を取る必要はないということですか。

○事務局 齋藤委員の質問の意図としては、金額を設定するにも何かしら理由があるのだから、そこも深掘りして事務局として聞くべきだということによろしいでしょうか。

○6番（齋藤紀次君） やはり我々が関わるからには何らかの歯止めというか、申請内容を深く理解した上で関わるべきじゃないのかなというのは感じた。取りあえず当面は何か方向性を検討していただければと思います。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第2号について原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙 手 全 員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号については原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

ここで、審議に入る前に、議事参与の制限について説明します。

受付番号6番、9番、10番の案件については、2番、赤坂正弘委員が議事参与の制限に該当します。また、受付番号11番の案件について、8番、佐藤浩信委員が議事参与の制限に該当します。議事参与の制限に関しては議案を分割して審議させていただきますので、ご了承願います。

それでは、議案第3号で議案参与の制限に該当しない案件についてを審議します。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 農用地利用集積計画の決定（個人による所有権移転の申出が3件、個人による貸借の申出が4件、農地中間管理機構の転貸の案件3件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

8番、佐藤委員。

○8番（佐藤浩信君） 20年の貸し借りが出ているようだが、どうなのでしょう。

○事務局 佐藤委員からのご指摘でございますが、農業経営基盤強化促進法では、未相続の場合を例としてお話ししますが、過半を超える同意があった場合には20年まで借りられるとなっておりますので、法律上は特段規制するような記載がございません。

○8番（佐藤浩信君） 規制はないのかもしれないが、何年後かも見据えた形での方策を考えるべきではないかと思えます。

以上。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 今の佐藤委員からのご指摘でございますが、今後事務局でも年齢等といった部分は注視して、対応等は考えていきたいと考えてございます。

以上です。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第3号の議事参与に該当しない案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 全員賛成であります。

よって、議案第3号の議事参与に該当しない案件については、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号の受付番号8番から10番の案件について審議します。

2番、赤坂正弘委員は退席をお願いいたします。

〔2番 赤坂正弘君退室〕

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 農用地利用集積計画の決定（農地中間管理機構の転貸の案件3件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第3号の受付番号8番から10番の案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号の受付番号8番から10番の案件については、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

2番、赤坂正弘委員の退席を解きます。

[2番 赤坂正弘君入室]

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第3号の受付番号11番の案件について審議します。

8番、佐藤浩信委員は退席をお願いいたします。

[8番 佐藤浩信君退室]

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 農用地利用集積計画の決定（農地中間管理機構の転貸の案件1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第3号の受付番号11番の案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

[挙手 全員]

○会長（渋谷福重君） 全員賛成であります。

よって、議案第3号の受付番号11番の案件については、国見町農用地利用集積計画案のとおり、承認することに決定いたします。

8番、佐藤浩信委員の退席を解きます。

[8番 佐藤浩信君入室]

○会長（渋谷福重君） 議事については、これにて終了とします。

6 その他

(1) 次回以降の総会日程について

○会長（渋谷福重君） 続いて、その他に移ります。

では、（１）次回以降の総会日程等について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 【次回以降の総会日程について説明】

最後に、出席農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様から、何かありましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○会長（渋谷福重君） 事務局からお願いします。

○事務局 事務局から１点ご連絡申し上げます。本日配付しました資料の中で、活動事例集をお配りさせていただいております。県の福島県農業会議から県内、また県外等での優良事例をまとめたものとなっております、皆様、後ほどご覧いただければと思います。

事務局からは以上になります。

○会長（渋谷福重君） それでは、ほかに何もなければ、これで本総会を閉じます。

よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○会長（渋谷福重君） これで本総会を閉じます。

ありがとうございました。

午後２時４６分閉会